

刀剣類を包有する郵便物の取扱いについて

蔵税第 1065 号
昭和 34 年 6 月 25 日
改正 蔵関第 1353 号
昭和 37 年 10 月 4 日
改正 蔵関第 587 号
昭和 61 年 6 月 6 日

最近海外にある刀剣類が研磨、修理、加工又は返還等のため郵便物により本邦に輸入される事例が多くなっているが、その輸入手続について今般、税関部、郵政省、警察庁、文化財保護委員会の間で協議の結果下記により取り扱うこととなつたので御了知ありたい。

記

(受取人あて通知)

- 1 刀剣類を包有する外国来郵便物については、「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」(税関様式 C 第 5081 号)の余白に「この刀剣については、住所地の教育委員会にあらかじめ登録申請すること。」と記載のうえ受取人あて通知すること。

(登録審査)

- 2 登録申請を受けた教育委員会では、通関郵便局において現物を確認の上、登録の適否を審査する。

この場合、当該通関郵便局が当該教育委員会の所在する県以外にある場合は、申請を受けた住所地教育委員会は、通関地所在教育委員会あて登録の適否について審査を依頼することとなる。

なお、同一県内にある通関郵便局間にあつては、教育委員会の審査の便宜を考慮し、なるべく教育委員会所在の最寄りの通関局あて郵送して審査を受けるよう配慮すること。

(登録可能証明書)

- 3 教育委員会で審査の結果、登録する価値のある刀剣類については、各都道府県教育委員会名で登録可能であることを証する書類(登録可能証明書)を同委員会から税関あて 1 通提出する。

(なお、登録可能証明書は税関あて 1 通、通関地所轄警察署あて 1 通、受取人あて 1 通、教育委員会控 1 通計 4 通を作成発行することとなつている。)

(税関の確認)

- 4 税関は上記証明書の提出があつた場合は、関税法第 70 条第 1 項において必要とされる証明がなされたものと認め、輸入手続を行わせること。

(輸入手続)

- 5 研磨その他修理のため輸入される刀剣類については、関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)第 17 条第 1 項第 4 号《修繕貨物の再輸出免税》該当として取り扱う。

(登録)

- 6 受取人が刀剣類を包有する郵便物を受け取ったときは、これを住所地教育委員会に前記証明書とともに提出し、正規の登録を受けることとなる。

(公安委員会の所持許可)

- 7 教育委員会の正規の登録を受けた場合は、刀剣類の国内所持について改めて公安委員会の所持許可を要しない(この場合は、教育委員会から公安委員会あて登録済である旨の通報を出すことになっている。)

しかしながら、前記2の登録審査の結果登録に該当しない刀剣類については、教育委員会から公安委員会あて通報し、受取人に改めて公安委員会の所持許可の手続を行わせることとなる。

この場合の取扱いは登録の場合に準じて行われるので、税関では公安委員会の所持許可が可能であることを証する書類について確認すること。

(貨物として輸入される刀剣類)

- 8 この取扱いは、貨物として船便又は航空便により輸入される刀剣類についても同様である。